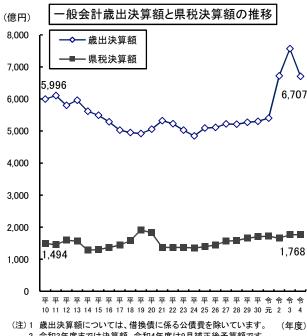
滋賀県財政のポイント

○近年の財政状況の推移

決算規模は、平成 10 年度からの財政健全化に向 けた取組等により、平成20年度、平成21年度は 国の経済対策により一旦増加したものの、全体とし て減少傾向でしたが、平成 25 年度に台風 18 号に よる被害の復旧等により4年ぶりに増加に転じ、以 降、地方消費税の税率引上げに伴う地方消費税都道 府県清算金および地方消費税市町交付金の増加や社 会保障関係費の増加等により増加傾向にあります。 令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策に よりさらに増加しています。

県税は、平成25年度以降、法人二税や地方消費 税の増収などにより増加傾向にありましたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減 少しました。法人二税が回復傾向にあること等によ り令和3年度は増加に転じ、令和4年度も増加する 見込みです。



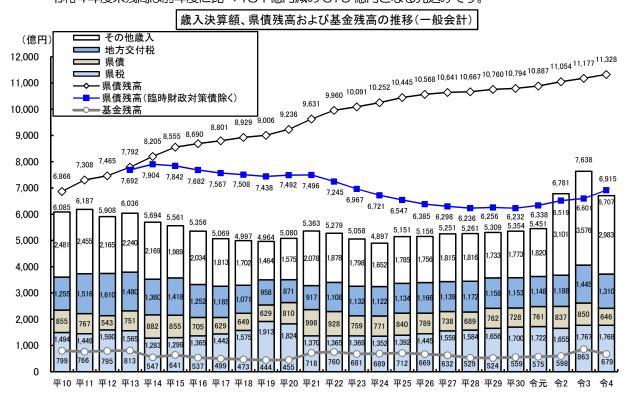
2 令和3年度までは決算額、令和4年度は9月補正後予算額です。

(年度)

地方交付税は平成22年度以降、概ね同水準で推移していたものの、令和3年度は、国の補正予算により、 総額が増額されたことなどにより増加しました。

県債残高は、臨時財政対策債を除けば減少傾向にありましたが、防災・減災、国土強靱化対策をはじめと する公共事業費等の増加により、令和元年度からは増加しており、令和4年度末残高も増加する見込みです。

また、基金残高は平成 19 年度までは減少してきました。その後は、財源調整的な基金の残高確保や国の 経済対策関連基金の積立により一旦増加しましたが、国の経済対策関連基金を活用した事業実施により徐々 に減少し、令和3年度は財源調整的な基金の残高確保などにより増加しましたが、基金の取り崩しにより、 令和4年度末残高は前年度に比べ184億円減の679億円となる見込みです。



県債は、借換債を除いています。 2 令和3年度までは決算額、令和4年度は9月補正後予算額です。

県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、令和4年度は9月補正予算後の見込額です。

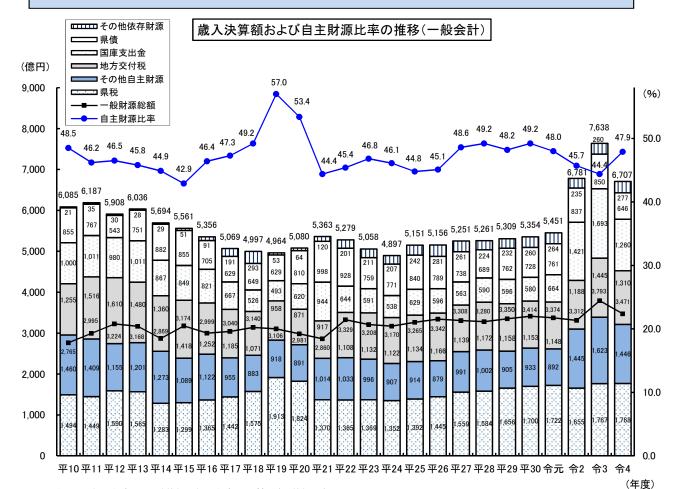
ポイント1

回復基調にある県税収入

県が行政活動を行う上で最も基礎的な財源である県税収入は、平成 14 年度に I Tバブルの崩壊により 大幅な減収となり、その後は、景気の回復や税源移譲により増収傾向が続いていましたが、平成 20 年秋 からの世界的な景気の後退により、平成 20 年度から再び減少に転じ、平成 21 年度は、法人事業税の一 部が地方法人特別税として国税化された影響も加わり、対前年度比で過去最大の減収となりました。平成 25 年度以降は景気の回復による法人二税の増収や、税率引上げの影響による地方消費税の増収などにより り増加傾向にありましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、減少に転じまし た。令和3年度は企業業績の回復による法人二税の増収などにより再び増加したものの、感染症の動向や 原油価格・物価高騰等がリスク要因として懸念されます。

また、県税と並ぶ重要な一般財源である地方交付税は、平成 13 年度以降、その一部が臨時財政対策債という地方債に振り替えられたことなどにより減少し、さらに平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、三位一体の改革等の影響により減少しました。平成 21 年度に税収の減や地方交付税総額の増額などにより、増加に転じ、平成 22 年度以降はほぼ横ばいで推移していましたが、令和3年度は、国の補正予算により地方交付税総額が増額されたことなどにより増加となりました。

なお、県が自主的に収入できる財源の歳入に占める割合(自主財源比率)は、平成 16 年度以降、県債の発行抑制や県税の増加により年々上昇し、平成 19 年度には 57.0%まで達しましたが、平成 20 年度以降は、平成 19 年度に比べると低い水準となっています。



- (注) 1 令和3年度までは決算額、令和4年度は9月補正後予算額です。
 - 2 県債は、借換債を除いています。
 - 3 一般財源総額は、県税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、市町たばこ税県交付金、臨時財政対策債の合計です。

术 1 1 2

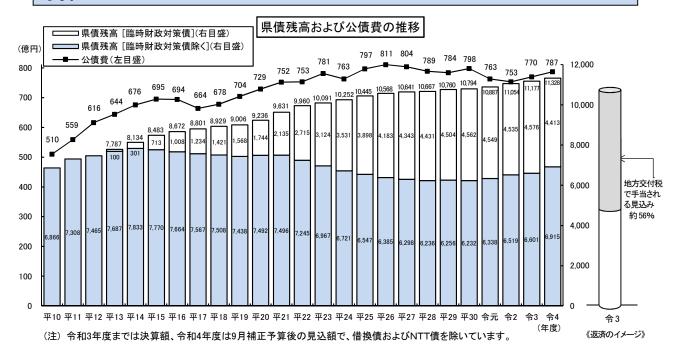
増加傾向の県債残高

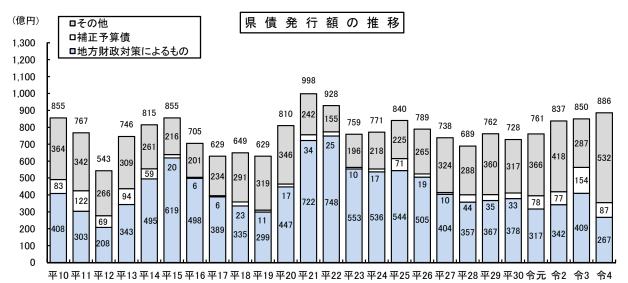
「県債は、単年度に多額の財源を必要とする事業の財政負担を平準化することや、住民負担を世代間で公平化することなどの機能を有しており、道路や河川、学校や社会教育施設などの地域に必要な社会基盤を整備するための財源として大きな役割を担っていますが、同時に、これらを返済するための公債費は、将来世代の負担となる点にも留意が必要です。

これまで、財政構造改革の取組において、県債の発行をできる限り抑制してきたところですが、県民の みなさんの安全・安心を守るための防災・減災、国土強靱化対策のほか、国スポ・障スポ大会関係施設整 備などにより、臨時財政対策債を除く県債残高は増加しています。

公債費は、県債残高が増加しているものの、借入利率の低下などにより、横ばいで推移していますが、 長期的な増加を見据え、対策を検討する必要があります。

今後も、県債の発行にあたっては、「次世代の負担」とのバランスに十分留意し、財政運営に努めていきます。





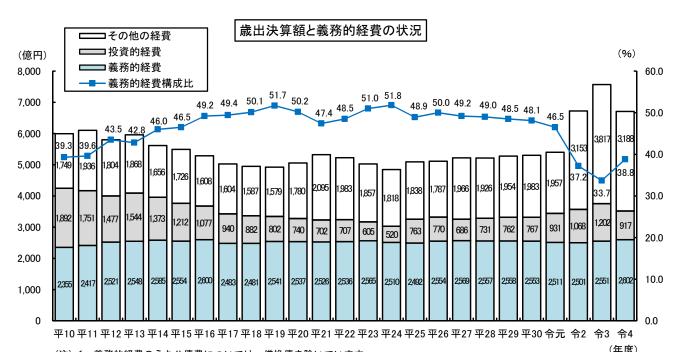
(注) 令和3年度までは決算額、令和4年度は9月補正予算後の見込額で、借換債およびNTT債を除いています。 なお、令和4年度の見込額には、前年度からの繰越分を含んでいます。 (年度)



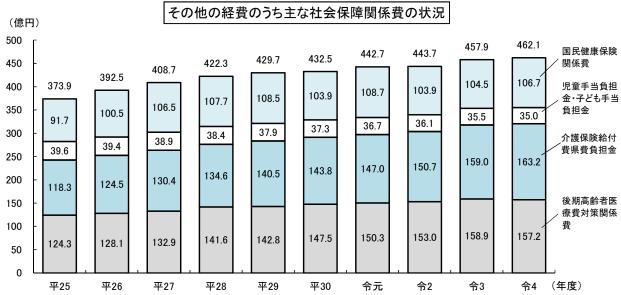
裁量の少ない社会保障関係費の増加

歳出決算額に占める義務的経費の割合は、平成27年度以降、義務的経費以外の経費が増加していることから、相対的には減少しています。特に、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策経費の大幅な増加により義務的経費の割合はさらに減少しています。

しかしながら、「その他の経費」の中の国民健康保険や介護保険等を含め、県の裁量の少ない社会保障関係費が増加傾向にあることから、県が独自に取り組む施策が圧迫され、今後も財政が硬直化した状況が続くことが見込まれます。



- (注) 1 義務的経費のうち公債費については、借換債を除いています。
 - 2 令和3年度までは決算額、令和4年度は9月補正後予算額です。



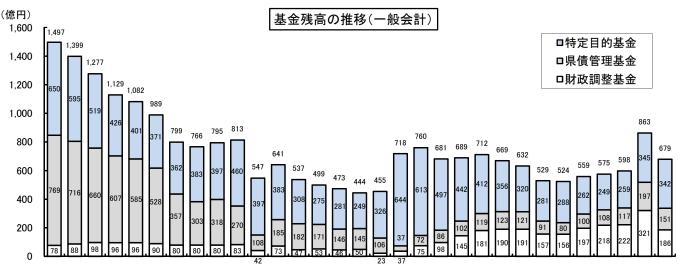
- (注) 1 令和3年度までは決算額、令和4年度は9月補正後予算額です。
 - 2 「国民健康保険関係費」には、都道府県繰出金(平成29年度までは国民健康保険調整交付金)、国民健康保険基盤安定対策費負担金、高額医療費共同事業負担金を計上し、「後期高齢者医療費対策関係費」には、後期高齢者医療給付費県費負担金、後期高齢者医療基盤安定対策費負担金、後期高齢者医療高額医療費県費負担金を計上しています。



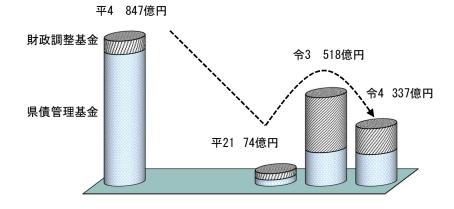
財源調整的な基金残高の確保

一般会計で管理している基金には、年度間の財源の不均衡や借入金の返済に対応するための財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)、施設整備などの特定目的のために将来必要となる財源をあらかじめ 準備しておくための基金があり、令和4年度末の現在高は、全体で679億円となる見込みです。

このうち、財源調整的な基金は337億円となっており、令和4年度末まで毎年度160億円程度を維持するとしている財政運営上の目標を達成できる見込みですが、今後、さらに厳しい状況が見込まれる中、財源不足への対応のために基金の大幅な取り崩しが続くと、年度間の財源調整的な余地が狭まり、安定的な財政運営が困難になるおそれがあることから、より持続可能性の高い財政基盤の確立に向けて、その残高確保が課題となっています。



平4 平5 平6 平7 平8 平9 平10平11平12平13平14平15平16平17平18平19平20平21平22平23平24平25平26平27平28平29平30令元 令2 令3 令4 (注) 各年度末現在高であり、令和4年度は9月補正予算後の見込額です。 (年度)



- 本県の令和3年度の標準財政規模は、約3,541億円で、都道府県の場合、その3.75%(約133億円)以上の赤字を出すと財政健全化団体に、その5%(約177億円)以上の赤字を出すと財政再生団体に該当します。
- このため、標準財政規模の5%に相当する赤字額に対応できるよう、財政調整基金および県債管理基金の残高合計を160億円程度確保することを目安として財政運営に努めることとしています。

財政健全化に向けた取組

〇これまでの取組

本県では、基本構想等に基づき、県民福祉の向上や地域課題の解決に資する施策・事業を推進するとともに、 景気の悪化局面では、国に呼応して緊急経済対策を実施し、県内経済の活性化に努めてきました。

一方、財政面においては、世界同時不況や三位一体の改革の影響等により、厳しい財政状況が見込まれたことから、平成 10 年度から平成 26 年度まで数次にわたり行財政改革の取組を実施してきました。

こうした取組により、本県の財政状況は一定の改善は図られましたが、その一方で、人口減少や少子高齢化の進行など、解決すべき多くの行政課題に直面していたことから、平成26年度に、従来のような収支改善目標を改め、財源不足への対応は毎年度の予算編成で対応する方針に転換し、平成27年度から平成30年度までの県における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組内容を定めた「滋賀県行政経営方針」を策定しました。計画期間において、プライマリーバランスは黒字を維持し、基金・県債の残高も概ね目標を達成しました。

〇「滋賀県行政経営方針2019」に基づく実施計画の策定および推進

国は、平成27年度に「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示した「経済・財政再生計画」において、平成28年度から平成30年度までの間は、地方一般財源総額を平成27年度と実質的に同水準とすることとし、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、令和3年度まで据え置くこととしました。

本県においては、一般財源総額が据え置かれる中で、地方創生の取組を加速させる必要があることや、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に係る検討の進展、公共施設等の老朽化対策に係る方針策定といった状況の変化もあり、財政需要の拡大が見込まれることから、平成29年2月定例会議における議会決議も踏まえ、平成29年6月に、平成29年度から10年間の財政収支見通しを公表しました。

その後、再試算を行った結果、令和8年度までに累積で900億円を超える財源不足が見込まれる厳しい状況となったことから、平成31年3月に「滋賀県行政経営方針2019」(取組期間:令和元年度~令和4年度)を策定し、歳入・歳出両面から収支改善の取組を計画的に進め、財源不足の縮減を図ることとしました。また、令和4年8月に、直近の状況等を反映した財政収支見通しの試算を行いました。

○財政収支見通し(令和4年8月試算)

以下の前提条件により、今後の財政収支の見通しを試算しました。

〈前提条件〉

全	●財政収支見通しの期間は、令和5年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)までの期間											
_	●令和4年7月の内閣府試算に合わせ、「ベースラインケース」と「成長実現ケース」の2つのケースで試算											
体	●以下の個別詞	●以下の個別試算している項目以外は、令和4年度当初予算を基本に計上(コロナ対策関連は控除)										
	県 税	名目GDP成長率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
		ベースライン	2.2%	1.2%	1.5%	1.2%	1.0%	0.9%	0.7%	0.6%		
		成長実現	2.2%	3.4%	3.7%	3.7%	3.3%	3.3%	3.2%	3.1%		
歳 ※試算時点で判明している税制改正の影響を見込んで試算												
	※譲与税・地方消費税清算金・税交付金については、税の動向に合わせて変動させている。											
		●令和4年7月の算定結果を	ミベースにか	スの条件によ	り試算							
		(需要) 事業費補正・公債	貴は、県債の	の借入実績な	や推計を基に	こ個別に試算	草					
		その他の費目は、「	内閣府試算	の地方歳出	総額の伸び	ケース」の2つのケースで試算 (コロナ対策関連は控除) 長率(下記)を踏まえ、本県の状況を一定反映するため、 D伸びで除した値(法人二税1.013、その他0.995))に R8 R9 R10 R11 R12 6 1.2% 1.0% 0.9% 0.7% 0.6% 6 3.7% 3.3% 3.3% 3.2% 3.1% 車動向に合わせて変動させている。 E基に個別に試算 伸び率(下記)等を基に試算 R8 R9 R10 R11 R12 6 ▲1.4% 0.7% 0.6% 0.4% 0.5% 6 2.5% 2.6% 2.6% 2.8% 2.8% 三精算が発生するものとして計上 、現在の国庫補助制度や地方債制度等を踏まえ、 一下算と同額として試算 1等を勘案して積算 引催年100人程度) 3年法律第63号))の影響を反映 が大きい大規模事業を抽出し、個別に所要見込額を積算 1人口動態等を基に個別に所要見込額を積算						
入	地方交付税	地方歳出総額の伸び率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
		ベースライン	0.8%	3.0%	0.7%		0.7%	0.6%	0.4%	0.5%		
		成長実現	0.8%	1.7%	2.2%	2.5%	2.6%	2.6%	2.8%	2.8%		
		(収入) 県税の伸び率を基										
	国庫支出金 県債	■人規模事業など威田を値が 歳出に合わせて個々に積						2.万镇利度₹	きを始まれ、			
	基金	●臨時財政対策債は、既往				+CI-JIRCO	Christ					
		●令和4年度当初予算をベー	-スに、今後	の年齢構成	の変動等を	E勘案して積	算					
	1 14 #	※国スポ等では、組織体制について、一定の増員を反映(開催年100人程度)										
	人 件 費	人事委員会勧告の内容は、直近(令和3年)まで反映										
歳		定年引上げ(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号))の影響を反映										
	大規模事業等	●現時点で判明している情報	最を基に、年	度間の金額	の変動が大	こさい 大規模	尊事業を抽出	し、個別に	所要見込額	を積算		
出	社会保障費	●令和4年度当初予算をべ-	ースに、過去	の伸び率や	今後の人口	コ動態等を基	悲に個別に所	「要見込額を	·積算			
		●既往債の償還予定額や今										
	公 債 費	(今後発行する県債の金利 借入先別に設定)	は、内閣府	試算の名目	長期金利等	を基に国債	と県債の金	利差(+0.2%)を考慮して			

①収支見通しの状況

(1,5	₹.	H	<u> </u>	,
_					

/	ベースラインケース	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	県税	1,768	1,806	1,823	1,849	1,870	1,888	1,904	1,916	1,926
歳	地方交付税	1,310	1,200	1,210	1,170	1,210	1,140	1,180	1,140	1,170
	県債(行革債除く)	544	650	659	645	588	570	562	561	547
	臨財債	120	115	109	108	107	107	107	106	102
入	その他	2,622	2,224	2,201	2,256	2,097	2,078	2,066	2,044	2,020
	計 A	6,244	5,880	5,893	5,920	5,765	5,676	5,712	5,661	5,663
	義務的経費	3,126	3,075	3,110	3,036	3,074	3,041	3,094	3,086	3,141
歳	人件費	1,690	1,643	1,689	1,621	1,670	1,623	1,660	1,616	1,655
际处	扶助費	649	656	673	691	710	729	750	772	795
	公債費	787	776	748	724	694	689	684	698	691
ж	投資的経費	787	977	992	970	823	819	810	810	796
ГШ	その他	2,527	2,026	2,009	2,051	1,992	1,968	1,939	1,922	1,915
	計 B	6,440	6,078	6,111	6,057	5,889	5,828	5,843	5,818	5,852
財源	財源不足額 A-B C ▲ 196 ▲ 198 ▲ 218 ▲ 137 ▲ 124 ▲ 152 ▲ 131 ▲ 157						▲ 189			

	成長実現ケース	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	県税	1,768	1,806	1,863	1,930	2,000	2,065	2,132	2,199	2,266
歳	地方交付税	1,310	1,200	1,160	1,090	1,120	1,020	1,040	970	970
	県債(行革債除く)	544	651	661	648	591	573	566	565	552
	臨財債	120	116	111	111	110	110	111	110	107
入	その他	2,622	2,223	2,219	2,298	2,161	2,164	2,176	2,184	2,188
	計 A	6,244	5,880	5,903	5,966	5,872	5,822	5,914	5,918	5,976
	義務的経費	3,126	3,075	3,110	3,036	3,075	3,045	3,109	3,112	3,184
歳	人件費	1,690	1,643	1,689	1,621	1,670	1,623	1,660	1,616	1,655
际处	扶助費	649	656	673	691	710	729	750	772	795
	公債費	787	776	748	724	695	693	699	724	734
ж	投資的経費	787	977	992	970	823	819	810	810	796
	その他	2,527	2,026	2,023	2,080	2,038	2,031	2,020	2,022	2,036
	計 B	6,440	6,078	6,125	6,086	5,936	5,895	5,939	5,944	6,016
財源	【不足額 A-B C	▲ 196	▲ 198	▲ 222	▲ 120	▲ 64	▲ 73	▲ 25	▲ 26	▲ 40

②財源不足の状況

									(億円)
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ベースラインケース	▲ 196	▲ 198	▲ 218	▲ 137	▲ 124	▲ 152	▲ 131	▲ 157	▲ 189
※再掲 (累計)		(▲ 198)	(A 416)	(▲ 553)	(▲ 677)	(▲ 829)	(▲ 960)	(▲ 1,117)	(▲ 1,306)
成長実現ケース	▲ 196	▲ 198	▲ 222	▲ 120	▲ 64	▲ 73	▲ 25	▲ 26	4 0
※再掲 (累計)		(▲ 198)	(▲ 420)	(▲ 540)	(▲ 604)	(▲ 677)	(▲ 702)	(▲ 728)	(▲ 768)
中間値	▲ 196	▲ 198	▲ 220	▲ 129	▲ 94	▲ 113	▲ 78	▲ 92	▲ 115
(累 計)		(▲ 198)	(▲ 418)	(▲ 547)	(▲ 641)	(▲ 754)	(▲ 832)	(▲ 924)	(▲ 1,039)

「滋賀県行政経営方針 2019」の取組期間(令和元年度~令和4年度)である令和4年度においては、196 億円、令和8年度までの累計では、641 億円、さらに、令和12年度までの累計では、1,039 億円の財源不足が見込まれる厳しい状況となっています。

○財源不足等への対応に関する基本的な考え方

内閣府試算の結果や、直近の県税収入の動向、普通交付税の算定結果等により、財源不足累計額は前回試算 (令和4年2月)より縮小していますが、上記のとおり令和8年度までの累計では、641 億円の財源不足が 見込まれる厳しい状況であり、財源対策的な県債(行革債)を最大限活用しても、新たな収支改善の取組を行 わない場合、財源調整的な基金が枯渇する可能性があります。

今後も県財政の持続性を確保しながら、「基本構想」の推進をはじめ、県民福祉の向上や滋賀の将来の発展に必要な施策や投資を適時適切に実施していくため、財源不足の縮減に向けた収支改善の取組※のほか、必要な対策を検討、実施します。

次期「行政経営方針」の計画期間中(令和5年度~令和8年度)においては、基金や県債(行革債)を最大限活用しながら、現在の同方針(令和元年度~令和4年度)と同規模程度(100億円(25億円/年)規模の取組により、「財政調整基金」の残高を安定的に確保することを目指すほか、長期的な公債費の増加を見据えた対策を検討します。

※収支改善の取組の検討方針

<歳入確保>

<歳出見直し>

多額の歳出不用が生じていることを踏まえ、改めて不用額の縮減を図るとともに、積極的なデジタル技術 の活用や事業継続の見極めなどによる見直しを図ります。